

# 令和5年度 下段地区町政懇談会

開催日時 令和5年11月10日（金）午後7時～午後8時

開催場所 下段公民館

出席者 立山町 舟橋町長、杉田副町長、清水総務課長、  
成瀬住民課長、野田建設課長、佐伯農林課長

地元議員 坂井議員、広島議員

下段地区自治振興会 加納会長

企画政策課 瀬本課長、高江係長、富崎主事、西村主事

参加者数 48名（うち町職員2名）

## 1 挨拶

町長 挨拶

加納会長 挨拶

## 2 懇談会

### （1）町からのお知らせ

- ①不燃ごみ毎月収集とリングロー株式会社による使用済み小型家電収集について（住民課）
- ②剪定枝・落ち葉の屋外焼却について（住民課）
- ③令和5年度（緊急）省エネ設備等切替促進事業について（住民課）
- ④たてやまスマート情報システム・防災行政無線について（企画政策課）

### （2）質疑応答

●①使用済み小型家電の収集は0A機器とセットでなければならないか。小型家電のみの収集は行っていないか。

②剪定枝・落ち葉の屋外焼却は事前に消防署への連絡は不要か。

（住民課長）

①回収を行っているのが0A機器を扱っている企業なので、小型家電のみの回収はご遠慮いただいています。

②消防署への連絡は義務ではありませんが、事前にご連絡をいただくと助かります。なお、廃棄物処理法の例外規定をご存じない方もおられますので、屋外焼却に際しては近隣の方に事前に伝えていただくことと、剪定枝と落ち葉以外のものを混ぜないようにすることをお願いします。

●屋外で杉の葉を燃やしてもいいか？

（住民課長）

構いません。火事にならないよう、軽微な形で気を付けて燃やしていただきますようお願いいたします。

●軽微とは具体的にどの程度なのか。以前に屋外焼却をしていたら警察に注意されたこと

がある。

(町長)

以前、家庭での焼却によるダイオキシンの発生が問題になり、厳しくなりました。ところが、法律に例外規定が書いてあります。たき火そのものが違反であると、警察も思い込んでいるところがあります。しかし、そうではありませんので、火事にならないよう、水を用意したりして、しっかりと自分の責任でしていただければと思います。

なぜ、こうしたことを周知しているかという点、富山地区広域圏クリーンセンターに剪定枝などを持ち込むと、1キロ当たり17円かかります。剪定枝や落ち葉については、田畑を持っておられる方は広いところで燃やしていただければと思います。

- 住宅街の中で焼却すると、トラブルになりやすい。燃やしていいということだけが先走ってしまうと問題になるので、広いところでということなども周知してもらいたい。

(町長)

配布した資料にも記載していますが、苦情が出ないように、近隣の住民の方の理解を得て、風向きや焼却する場所、時間帯に配慮して大量の煙やにおい等が発生しないようにお願いしたいと思います。

### (3) 下段地区協議事項

#### 1. 野積み自動車用タイヤの管理状況の改善

##### 前沢字長田割 3513-1 (雑種地)

(住民課長)

タイヤの処分について、令和3年5月に隣接する事業者から苦情が寄せられたことから、同年6月4日に富山県環境政策課と現地にて事業主に指導したところです。

指導内容として、処分費も高額であることから、古タイヤの処分及び害虫駆除を定期的の実施するよう申し入れしたところです。

状況に変化が見られないところから、富山県環境政策課に対し定期的に状況を報告し、指導をお願いするとともに、町といたしましても、「立山町環境美化の推進に関する条例」第6条に基づき、適切な管理を依頼します。

#### 2. 野積み廃プラスチック入りフレコンパック、パレット等の管理状況の改善

##### 大窪開 93-1 (宅地)

(住民課長)

町では令和5年9月25日に、ご指摘の事業者に、風等による飛散防止対策について申し入れを行い、10月12日に文書で改めて依頼したところです。今後も町といたしまして、状況を注視してまいります。

#### 3. 畳・木材等廃材埋設土地の管理状況の改善 (環境汚染・地下水浸透懸念あり)

##### 下段 201 (宅地)

(住民課長)

下段の土地につきましては、新聞報道等で周知のとおり、当事者が警察から富山地方検察庁へ送検されております。このことから、町といたしましては、状況を注視しているところです。

#### 4. 雑草等繁茂の放置状態の改善

大窪開 94-1 (宅地)、下段 136、245、249 (田)

(住民課長)

大窪開の土地につきましては、令和 5 年 10 月 12 日付けの文書にて所有者へ除草の依頼をしております。町といたしましても、現地の状況を注視してまいります。

#### 5. 官有地の占有状態の改善

下段 743 (用悪水路) (所有者：建設省)

(総務課長)

要望のありました下段 743 番地につきましては法定外公共物の「水路」です。

町内の法定外公共物については、町の所有となっておりますが、管理は地域に行っている状態です。そのなかには、水路機能が失われている土地として地域住民が利用している箇所も相当数ありますが、地域の管理の下で利用しているものと考え、町としては特段の対応はとっておりません。

今回の占有状態となっている土地についても水路の機能が失われている土地と思われます。使用者から使用許可申請等は届いていませんので計画の詳細はわかりかねますが、ただちに町が対応すべき事案ではないと考えます。まずは利用者と地域で十分に話し合ってくださいと思います。

#### (4) 意見交換

● 5 番目の回答について、官有地に土砂を置いていたのが、町を通じて撤去してもらったことがある。現在、元々水路だった官有地の上を通って隣の宅地に行き来している。このことについて、指導を強化して改善してもらいたいと考える。

宅地に家が建っていたころは当時の家主さんは東側の町道から行き来していた。しかし、その宅地を買い取った者がその宅地に土砂を高く積み上げて東側から入れなくなった。それが問題ではないのか。

4 番目の雑草についても、何年も所有者にお願いして何回かは草刈りをしてもらったが、言わなければそのままにしている。そのような状態が繰り返されているので、もっとしっかりと指導してほしい。

(町長)

農地法では、農地の売買・譲渡や宅地への転換には農業委員会の許可が必要です。しかし、その土地については農業委員会になんら申請がされておられません。登記簿を確認したところ、条件付きの売買契約になっており、農業委員会が認めない限り、この契約はなかったものになるという設定がされています。まだ農業委員会への申請が上がっていないこの状況では、この契約は成立していないということ、土地の元々の所有者と購入しようとしている人で話せばいいのですが、話し合いができていない状況と聞いています。

役場としては、農業委員会を通じて、その地権者の方に法的なアドバイスをしていきたいと考えております。こうした違法な契約に対しては、しっかりと対応していきたいと考えています。

● 洪水が起こった場合、洪水ハザードマップではクリーンセンターから下流は危険だとある。常願寺川には水が流れるよう、堤防が一部切れてあたり低くなっているところがある。

るが、これは危険ではないのか。また、有峰ダムが決壊するとさらに危険ではないか。

(町長)

洪水ハザードマップは48時間総雨量が776ミリになった場合を想定して作られています。しかし、ダムの決壊は町も国も想定しておりません。

町では常願寺川の堤防がちゃんと機能するよう、河川敷の樹木伐採を国に強く要望しており、国も伐採をはじめています。

堤防が切れているということですが、これは霞堤(かすみてい)と言われている工法です。水量が多くなった場合に、いったん堤防の外に水を出して、また河川に水を戻すという仕組みになっています。そういった意味ではご安心いただければと思います。

しかし、最近では24時間で500ミリの豪雨になったこともあります。こうした雨が降った時には、避難していただくしかないと思います。ただ、堤防の強化には国において予算をつけてもらって対応してもらっています。現在、常願寺川でしている工事は根固め工法というもので、急流河川のために河床がえぐられるのを防ぐためのものです。

●地籍調査がスーパー農道付近まで進んでいるようだが、今後の予定は。

(町長)

地籍調査は十数年前から五百石地区ではじめて、大方終わりました。現在は、道源寺を中心とする釜ヶ淵地区でする準備をしています。令和6年度から本格的に地権者との立ち合い調査や測量がはじまる予定です。

また、数年前から東谷で行っており、境界を確定する作業も同時に進めております。

釜ヶ淵地区は数年前から地区の要望として、地籍調査があったので進めています。下段地区についても要望があればお伝えいただければと思います。

#### 4 閉会

坂井議員 挨拶

広島議員 挨拶

終了